官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委二）　一
〔法規的告示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　三
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局一）　三
〔その他告示〕
○ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　三
○ペルー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九六）　五
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業六八）
○浄化槽の型式を認定した件（四国地方整備局五〇）
〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示（関東運輸局）
法務
公証人任免（法務省）
直轄災害復旧事業の完了公告（農林水産省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の川端ダムの管理規程の変更関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他
株式会社の変更、解散（合併を含む）、清算人の選任、会社の継続、破産手続開始の決定、特別清算開始の命令、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、更生計画認可の決定、更生手続終了、株券喪失登録、株券失効、株券喪失登録抹消、株券喪失登録の請求、株券喪失登録の請求の取下げ、株券喪失登録の請求の却下、株券喪失登録の請求の取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消し、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取下げ、株券喪失登録の請求の取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの取消しの却下、株券喪失登録の請求の取消しの

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編） 目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和８年６月14日時点の条番号を示すものとする。 １　［略］ ２　定義 ２－１　［略］ ２－２　個人識別符号（法第２条第２項関係）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編） 目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和８年４月１日時点の条番号を示すものとする。 １　［同左］ ２　定義 ２－１　［同左］ ２－２　個人識別符号（法第２条第２項関係）
法第２条（第２項） ２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	法第２条（第２項） ２　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列 ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ト　指紋又は掌紋 ⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号 ⑶　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 ⑷　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 ⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 ⑹　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード ⑺　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する被保険者番号等	政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列 ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ト　指紋又は掌紋 ⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号 ⑶　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 ⑷　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 ⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 ⑹　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード ⑺　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する被保険者番号等

⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第201条の２第１項に規定する被保険者番号等 ⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号 ⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号	⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第201条の２第１項に規定する被保険者番号等 ⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号 ⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
規則第２条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。	規則第２条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
規則第３条 削除	規則第３条 削除
規則第４条 令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号 ⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号 ⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号 ⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第４号の在留カードの番号 ⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等 ⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等	規則第４条 令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号 ⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号 ⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号 ⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号 ⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等 ⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等 ⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 ⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号	⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等 ⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号 ⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号
［略］ イ～チ　［略］ ２―３～２―19　［略］ ３～10　［略］ 【付録】　［略］	［同左］ イ～チ　［同左］ ２―３～２―19　［同左］ ３～10　［同左］ 【付録】　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年六月十四日から施行する。

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもつて消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和八年六月十一日　　関東信越厚生局長　渡辺　真俊

独立行政法人労働者健康安全機構新潟労災病院	新潟県上越市東雲町一丁目七番十号	令和八年三月三十一日

その他告示

○公正取引委員会告示第四号

消費者庁

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規き、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十七号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十一日　　公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

一　チーズ公正取引協議会（委員長　佐藤　雅俊）の申請に係るナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年五月十三日付けで認定した。

二　規約にチーズフードの製造業、加工業、販売業及び輸入販売業に係る事業の種類

三　規約の内容

四　別記のとおり変更する。

認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。）第２条第18項に規定するナチュラルチーズをいい、このうち、ソフト及びセミハードのものは乳等命令別表二㈢⑷の成分規格に合致するものをいう。 　なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、風味物質を添加することができるものとする。	**第２条**　この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第２条第17項に規定するナチュラルチーズをいい、このうち、ソフト及びセミハードのものは乳等省令別表二㈢⑷の成分規格に合致するものをいう。なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、風味物質を添加することができるものとする。
２　この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等命令第２条第19項に規定するプロセスチーズであって、乳等命令別表二㈢⑸の成分規格に合致するものをいう。 　なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。	２　この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等省令第２条第18項に規定するプロセスチーズであって、乳等省令別表二㈢⑸の成分規格に合致するものをいう。なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　別表に掲げる食品及びこれらを主要原料とする食品並びにナッツ、フルーツ、香辛料、調味料、大豆食品、色素等の食品（脂肪量調整の目的又は香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的で添加するものに限る。）	⑵　脂肪量の調整のためのクリーム、バター及びバターオイル
	⑶　香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品（添加量は製品の固形分重量の１／６以内とする。ただし、前号以外の乳等の添加量は製品中の乳糖含量が５％を超えない範囲とする。）
３　プロセスチーズに前項の食品を添加するときは、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。 ⑴　添加する食品の合計の固形分重量の製品固形分重量に対する割合を１／６以内とすること ⑵　乳糖含量（製品に含まれる乳糖の重量）の製品重量に対する割合を５パーセント以内とすること	
４　この規約で「チーズフード」とは、乳等命令にいう乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51パーセント以上のものをいう。 　なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　乳に由来しない脂肪、たんぱく質又は炭水化物（添加量は製品重量の10パーセント以内とする。）	３　この規約で「チーズフード」とは、乳等省令にいう乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51％以上のものをいう。 　なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　乳に由来しない脂肪、たんぱく質又は炭水化物（添加量は製品重量の10％以内とする。）
５　（略）	４　（略）
６　（略）	５　（略）
（特定表示事項）	（特定表示事項）
第４条　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地名若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベー	**第４条**　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地名若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベー

ル」その他これらに類する普通名称（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第23条第１項の規定に基づき指定を受けたチーズの名称を除く。）を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。	ル」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第５条　事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフーズの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	**第５条**　事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフーズの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴～⑼　（略）	⑴～⑼　（略）
⑽　原料原産地又は原産国について、誤認されるおそれがある表示	⑽　原産国について、誤認されるおそれがある表示
⑾・⑿　（略）	⑾・⑿　（略）
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第９条　（略）	**第９条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。
別表	
生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、バター、バターオイル、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料	

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○外務省告示第百九十六号

令和七年八月八日に東京で、ベルー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月九日に効力を生じた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　三億円

３　署名者

日本側	山元毅在ペルー大使
ペルー側	エルメル・シアレル・サルセド外務大臣

令和八年六月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第六十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　特定社会基盤事業の種類	電気事業
二　第二条第一項第十六号に規定する名称	秋田由利オフショアウィンド合同会社
三　変更前の住所	秋田県秋田市中通五丁目一番五十一号
四　変更後の住所	秋田県秋田市中通二丁目三番八号
五　変更年月日	令和八年五月一日

○四国地方整備局告示第五十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年五月二十五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年六月十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市美沢１－９－１　㈱ダイキアクシス 代表取締役社長　大亀　　裕
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159－９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県栗原市若柳武槍字猿田沢15番地の43　若柳化成工業㈱ 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱ 愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場 大分県豊後大野市三重町百枝1247番地１　大分工業㈱ 愛媛県宇和島市津島町近家甲1607－８　㈱ダイキアクシス　津島工場 長野県佐久市田口5574－２　㈱ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100－７　㈱ダイキアクシス　福島工場 愛媛県東温市則之内甲2357－５　㈱ダイキアクシス　松山工場

認定番号	浄化槽の名称
８－26－H－001	ダイキ浄化槽　ＤＣＸ３型

国会事項

衆議院

要求書受領

六月九日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚、徳本広孝及び野田崇を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害等調整委員会委員に横田信孝及び大橋洋一を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、土地鑑定委員会委員に横山美夏（高田美夏）、永山篤史、浅見裕子、川添義弘、藤澤美惠子、坂本圭及び杉浦綾子を任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸安全委員会委員に伊藤裕康、田口晴邦及び高橋明子を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

六月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

予防接種法の一部を改正する法律案

請願処理経過報告書受領

六月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過

参議院

議事日程

六月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

令和八年六月十日（水曜日）

午前十時開議

第一　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領（予備審査）

六月九日内閣から次の議案が送付された。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

報告書提出

六月九日委員長から次の報告書を提出した。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）審査報告書

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）審査報告書

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

請願処理経過報告書受領

六月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十九回国会参議院において採択された請願の処理経過

要求書受領

六月九日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了の白井幸夫の後任）　小野瀬　厚

（同日任期満了の田村達久の後任）　徳本　広孝

（同日任期満了による再任）　野田　崇

また、同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の若生俊彦の後任）　横田　信孝

（同日任期満了による再任）　大橋　洋一

また、同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十六日任期満了による再任）　小川　秀樹

また、同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月四日任期満了による再任）　横山　美夏

（高田　美夏）

（同日任期満了による再任）　永山　篤史

（同日任期満了による再任）　浅見　裕子

（同日任期満了による再任）　川添　義弘

（同日任期満了の河端瑞貴の後任）　藤澤美惠子

（同日任期満了による再任）　坂本　圭

（同日任期満了による再任）　杉浦　綾子

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了による再任）　伊藤　裕康

（同日任期満了の上野道雄の後任）　田口　晴邦

（同日任期満了による再任）　高橋　明子

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ポルトガル、カモンイス、ポルトガルコミュニティの日につき、六月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）校長　江口　将生

（変更後）校長　大山　欣丈

三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　鹿児島県立鹿児島水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）学校長　福島　聡

（変更後）学校長　上田　勇一

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）校長　江口　将生

（変更後）校長　大山　欣丈

三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　鹿児島県立鹿児島水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）学校長　福島　聡
（変更後）学校長　上田　勇一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　鹿児島県立鹿児島水産高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）学校長　福島　聡
（変更後）学校長　上田　勇一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

令和八年六月十一日

関東運輸局長　藤田　礼子

㈠　登録小型船舶教習実施機関の名称　公益財団法人マリンスポーツ財団
㈡　登録小型船舶教習実施機関の住所　東京都中央区築地四丁目三番一一号
㈢　廃止する登録小型船舶教習事務所の名称及び所在地
公益財団法人マリンスポーツ財団　東京都中央区築地四丁目三番一一号
㈣　廃止する登録小型船舶教習所の種類
特殊小型船舶操縦士第一種教習所
㈤　廃止年月日　令和八年五月三十一日

法　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人髙瀬一嘉は願により公証人を免ぜられた。

髙橋和人は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属公証人髙瀬一嘉の後任を命ぜられた。（以上六月二日）（法務省）

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年６月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

令和６年発生　直轄災害復旧事業　羽幌地区

公　告

諸　事　項

国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の川端ダムの管理規程の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の２第１項の規定に基づき、国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の川端ダムの管理規程を変更したので、同条第２項の規定に基づき、変更後の管理規程の概要及び備置場所を次のとおり公告する。

令和８年６月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　管理規程の主な変更事項
(1)　かんがい用水のためのダムからの取水量及び放流量の変更
(2)　発電事業のための川端発電所の常時使用水量の変更
(3)　発電事業の取水に関する規定の変更
(4)　洪水吐ゲートに付属する凍結融解装置の操作に関する規定の削除
(5)　ダムからの放流に伴う通知を行う関係機関及びかんぱつ時に意見を聞く者の組織改正に伴う名称の変更
(6)　その他表現の適正化等に伴う変更
２　変更後の管理規程の備置場所
北海道開発局札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所川端ダム管理支所（北海道夕張郡栗山町字滝下53番地２）

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００３号
愛知県あま市木折戸井田２３番地
清算株式会社　株式会社アイ企画
代表清算人　岩月敏光
１　決定年月日　令和８年５月２５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００４号
名古屋市東区東桜１丁目１０番９号
清算株式会社　ＣＪ株式会社
代表清算人　小栗徳丸
１　決定年月日　令和８年５月２６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十八日
掲載頁　二十五頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十八日
掲載頁　四頁

令和八年六月十一日

名古屋市千種区今池五丁目四番三号
（甲）エクスキューブ株式会社
代表取締役　那須　由行
東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号神谷町プライムプレイス九階株式会社Ｆｅｌｉｃｉｔｙ　Ｃａｐｉｔａｌ内
（乙）Ｒｅａｌホールディングス株式会社
代表取締役　田中　佑樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社天のなかがわ（住所　長野県上伊那郡中川村片桐五一五七番地）に対して当社の農業に関する権利義務を承継させることにしました。

会社分割の効力発生日は令和八年七月三十一日であり、令和八年六月一日に総社員の同意を得ています。また、当社は、会社分割の効力発生日にその商号を合同会社陣屋と変更します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月十一日

長野県上伊那郡中川村片桐五一五七番地
合同会社天のなかがわ
代表社員　桃沢　傳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は松下塗装株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十一日

神奈川県川崎市川崎区塩浜三丁目二八番一五号

合資会社松下工業所

代表社員　松下　英敬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十二日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＲＩＳＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十一日

愛知県名古屋市北区龍ノ口町一丁目八―一サンパレッタＡ棟

合同会社ＡＲＩＳＥ

代表社員　伊藤　滉也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十一日

名古屋市北区成願寺一丁目六番Ａ―二七〇四号

合同会社ブルーベル

代表社員　武藤　茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九十九万四千円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　二頁

令和八年六月十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番一八号三富ビル新館八Ｆ

株式会社エビソル

代表取締役　田中　宏彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千六百五万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　七十頁（号外第一二〇号）

令和八年六月十一日

東京都港区芝三丁目八番二号

日建ホールディングス株式会社

代表取締役　川上　耕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十四日であり、株主総会の決議は令和八年五月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　六十七頁（号外第二六二号）

令和八年六月十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番七号

株式会社アサヒビジネスプロデュース

代表取締役社長　門田　高明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五〇〇〇万一二円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　五十二頁（号外第六十四号）

令和八年六月十一日

東京都港区六本木七丁目一五番九号住友不動産六本木センタラルタワー九Ｆ

株式会社Ｔｒａｎｓｌｅａｄ

代表取締役　竹内　将高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十一日

掲載頁　九十六頁（号外第五十号）

令和八年六月十一日

三重県四日市市西坂部町四七八九番地の二

朝日ガスエナジー株式会社

代表取締役　森　明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇、〇〇〇、〇〇〇円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十一日

沖縄県島尻郡南風原町字宮平六三六番地

有限会社丸市マンション

代表取締役　野原八重子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

東京都中央区日本橋小網町七番二号

サイカパーキング株式会社

代表取締役　森井　清

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一四番五号

豊玉香料株式会社

代表取締役　井上　晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

大阪市北区堂島浜一丁目一番二七号

株式会社ヴィタ

代表取締役　笹原　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

高知市菜園場町一番二一号

ニューコウチビル株式会社

代表取締役　仙石　雅人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

高知市菜園場町一番二一号

四国保証サービス株式会社

代表取締役　濱田　博之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

高知市菜園場町一番二一号

株式会社四銀地域経済研究所

代表取締役　岩井　俊介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

高知市菜園場町一番二一号

四国ライフサービス株式会社

代表取締役　岡林　章

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

高知県南国市蛍が丘二丁目一番地

四銀コンピューターサービス株式会社

代表取締役　矢野　和彦

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地

株式会社コスモスーツ

代表清算人　弁護士　武村　陽

連絡先　福島県郡山市麓山一丁目二番一三号

弁護士法人けやき法律事務所

取消公告

令和八年五月八日（本紙第一七〇〇号）掲載の吸収分割公告につきましては、その内容を見直す必要があるため、取消します。

内容が確定した段階で、改めて所定の手続を行う予定です。

令和八年六月十一日

大阪府大阪市中央区本町橋三番六号

ハクゾウホールディングス株式会社

代表取締役　佐々木光一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年六月五日（号外第百二十五号）公布法律第三十一号（健康保険法等の一部を改正する法律）の（印刷誤り）				
四七	下	二二一～二二一（終りから）	「分娩費の支給」	「分娩（べん）費の支給」
令和七年九月二十八日（号外特第二十五号）経済産業省告示第百四十号（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件）の（原稿誤り）				
五		改正後欄 三	第六号	第五号
〃		改正前欄	第六号	第六号

五ページ表中改正後欄一二行目は次のとおりの誤り。

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）（以下この号及び第六号において「第二号対象者」という。）に対して行う支払又は第二号対象者による本邦から外国へ向けた支払（当該第二号対象者のために当該第二号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第二号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

三・四　（略）

同ページ表中改正前欄九行目は次のとおりの誤り。

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）（以下この号及び第七号において「第二号対象者」という。）に対して行う支払又は第二号対象者による本邦から外国へ向けた支払（当該第二号対象者のために当該第二号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第二号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

三・四　（略）